

「日本への攻撃意図 不明でも武力行使」

安保法案特別委で防衛相

中谷元・防衛相は十三日の安保関連法案に関する衆院特別委員会で、他国を武力で守る集団的自衛権を行使できる存立危機事態について「他国を攻撃した国が

安全保障関連法案の主要事項

| 分野 | 法案名 | 13日の主な質疑 |
|-----------|--------------|---|
| 集団的自衛権の行使 | 自衛隊法、武力攻撃事態法 | 中谷防衛相 攻撃国のわが国を攻撃する意図が認定できなかったとしても、攻撃国の意思、能力、発生場所、規模、態様、推移などを総合的に考慮し、わが国に戦禍が及び蓋然(がいぜん)性、国民がこうむる犠牲の深刻性、重大性があると判断すれば、存立危機事態に認定しうる |
| | | 民主・横路孝弘氏 日本が武力攻撃を受ける恐れが全くない場合でも認定できるというのは、日本を守るのではなく、米国を守ることにはかならない。(自衛の措置としての集団的自衛権行使とする説明と)答弁が矛盾している |
| | | 民主・後藤祐一氏 存立危機事態での武力攻撃できるのは一体いつなのか |
| | | 中谷防衛相 まず米国への攻撃が発生している。同時にわが国への攻撃が切迫している。そういう中で米艦が攻撃される明白な危険の段階で存立危機事態の認定が可能だ |

認める」と説明している。日本への攻撃意図が分からない場合でも行使を認めるとしたことで、「自衛の措置」の判断が政府の裁量次第であることが明確になった。横路孝弘氏(民主)への答弁。横路氏は「日本が攻撃される恐れが全くないのに集団的自衛権を行使するのは、日本ではなく他国を守ることにしかならない。(自衛に限るとする)答弁と矛盾している」と批判した。

中谷氏は邦人輸送中やミサイル警戒中の米艦防護に

関し、米艦が攻撃される前でも、攻撃を受ける「明白な危険」があれば、集団的自衛権を行使する可能性が

論戦のポイント

衆院平和安全法制特別委員会の論戦のポイントは次の通り。

【維新対案】

岩屋毅氏(自民) 維新の党の対案にある「武力攻撃危機事態」は個別的自衛権で説明できる場合もあるが、集団的自衛権としか説明できないものもある。今井雅人氏(維新、対案提出者) 個別的自衛権(行使の拡張)で整理できると考えているが、従来の政府の解釈であれば、集団的自衛権と考えられることもあり得る。

伊佐進一氏(公明) 混在していないか。今井氏 わが国を防衛している米軍に武力攻撃があり、わが国にも武力攻撃が来るといふ事態なので、自国防衛という考え方からすれば個別的自衛権の範囲に入るといふ整理をした。

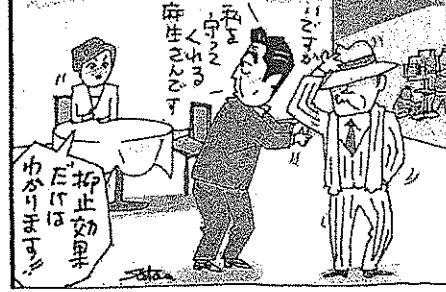
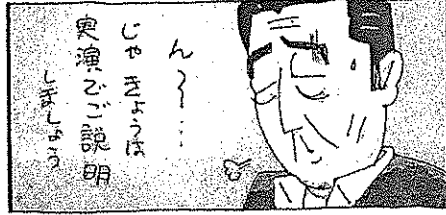
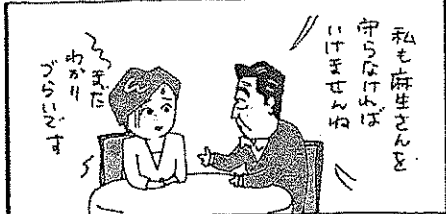
【存立危機事態】

後藤祐一氏(民主) 朝鮮半島有事の際に、警戒中や邦人輸送中の米艦艇が攻撃される明白な危険がある時点で、日本は具体的に何ができるのか。中谷元・防衛相 仮に存立危機事態であれば、存立危機事態を終結させるため

必要な措置を実施する。存立危機事態でなければ、米艦艇を防護することはできない。後藤氏 存立危機事態と認定した際に、集団的自衛権の行使として可能な武力行使の内容はどのようなものか。

【防衛費の増加】

宮本徹氏(共産) 当初予算以外に後年度負担という形で防衛費が増えている。防衛相 常に公開しながら防衛力を整備している。国民に見えにくい形で未来世代の負担を増やしていることはない。



説明不足で? 支持率下落

佐藤 正明

あるとの考えも示した。中谷氏は朝鮮半島有事で米国への攻撃が発生し、同時に日本への攻撃も切迫している状況想定。「そういう状況の中で米艦が攻撃される明白な危険の段階で存立危機事態の認定が可能だ」と述べた。

防衛相 自衛隊、警察、海上保安庁が手続きを迅速に行い、各機関の能力を向上させ、連携をしてそれぞ

れの特徴を生かした対応をする。領域警備法案のように(領域警備法案のように)相手に国防組織が出てくるとエスカレートし、不測の事態が生じる懸念がある。